

発達障害者の就労における現行制度の課題と展望

－ 奈良県当事者会での調査より －

立命館大学大学院
応用人間科学研究科
対人援助学領域
人間形成・臨床教育クラスター
安井 秀仁

青年期以降の高機能とされる発達障害者は、その能力の高さゆえに、これまで社会において障害者として認められることはなかった。2005年に発達障害者支援法が施行されて以降においては、発達障害の中でも知的障害を伴わない人々も障害者として社会から法的に保護されることが明確に認められるようになった。そして高機能自閉症の人々の中には、その能力の高さゆえに大学や専門学校に進学する人々も多く、学修上の支援も重要な課題であるが、その後の社会につなげる就労に移行する場面における支援が最重要課題となっている。しかし、法的な保護が明確になった現在においても、その支援の歴史の浅さにより、現行の制度においては諸課題が残る。

本研究の目的は、高等教育にアクセスしたものの、就労継続ができなかった発達障害の当事者の取り巻かれる現状について、奈良県の支援機関における支援の実態調査を行う。そして当事者会に参加するメンバーに対してインタビュー調査を行った。その中で、今後一人一人の発達障害の当事者が自立するために必要なものが何なのかについて、考察している。

3名の高等教育機関に進学した発達障害当事者に半構造化面接を実施し、得られた語りについて、修正版グラウンテッド・セオリー・アプローチを用いて分析を行った。その結果18の概念が抽出された。それらは、5のカテゴリーと9つのサブカテゴリーにまとめられた。

そして、日常生活において存在する様々な外界の刺激がストレスとなってきたこと、学校教育を受けている期間を振り返るなかで知能検査を受検したかったことや教員や親からの理解を受けたかったこと、発達障害の診断があることで利用できるサービスが欲しかったこと、自分自身の障害に起因する特性を当人のみで客観的に理解することは難しいこと、以上のような当事者でなければ分からない意見を聞き取ることができた。

今後、発達障害者に対する社会の理解が進むように、制度の改革が望まれる。